

# 千葉市新港学校給食センター 維持管理運営長期包括事業

## 実 施 方 針

令和6年2月26日

千葉市

## 目 次

第 1	用語の定義	1
第 2	事業概要	2
1	事業内容に関する事項	2
第 3	入札に関する条件等	7
1	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
2	入札に関する留意事項	9
第 4	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	11
1	事業者の募集・選定スケジュール（案）	11
2	募集及び選定の手続き等	11
第 5	提案に関する条件	13
1	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件	13
2	事業計画に関する提案の条件	13
第 6	落札者の選定方法等	14
1	選定方法	14
2	審査の手順及び方法	14
第 7	落札者決定後の手続	15
1	基本協定の締結	15
2	S P C の設立	15
3	契約の締結	15
4	保険	15
5	リスク管理方針	15
第 8	その他事業の実施に関し必要な事項	16
1	本事業に関する問合せ先	16
別紙 1	事業スキーム図	17
別紙 2	リスク分担表	18
別紙 3	実施方針に関する質問書	20
別紙 4	現地見学への参加申込書	21

## 第 1 用語の定義

本実施方針で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

### 【用語の定義】

用語	定義
①市	千葉市をいう。
②本事業	「千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
③事業者	本事業について市と事業契約を締結し、実施する民間事業者をいう。
④本件施設	本事業を行う千葉市新港学校給食センターの建築本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。
⑤1期事業	現在、本件施設で実施されている「千葉市新港学校給食センター整備事業」をいう。
⑥1期事業者	1期事業について市と事業契約を締結し、実施している民間事業者（株式会社千葉新港学校給食サービス）をいう。
⑦入札説明書等	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）をいう。
⑧入札参加者	本事業に入札する企業又は企業グループをいう。
⑨SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
⑩構成員	SPCに対して出資し、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑪協力企業	SPCに対して出資せず、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑫運営企業	本事業の運営を行う企業をいう。
⑬調理設備企業	本事業の調理設備の修繕及び保守管理を行う企業をいう。
⑭維持管理企業	本事業の維持管理を行う企業をいう。
⑮その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
⑯代表企業	入札参加者の構成員の中から代表となる企業をいう。
⑰落札者	本事業の実施にかかる総合評価一般競争入札の方法により選定された入札参加者をいう。
⑱保守※	点検の結果に基づき初期の性能及び機能を維持する目的で、建築物等（設備・外構を含む）の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業（分解整備を含む）を行うことをいう。
⑲修繕※	建築物等（設備・外構を含む）の部分的（又は全体数の一部）に劣化した部位・部材及び機器の性能・機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト第2版」（発行：一般財団法人建築保全センター）の定義に基づく。

## 第2 事業概要

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

千葉県新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業

(2) 事業の対象となる公共施設の名称

千葉県新港学校給食センター

(3) 事業の対象となる公共施設の管理者

千葉市長 神谷 俊一

(4) 事業の目的

本件施設は平成22年10月にPFI事業として供用開始しており、令和7年9月末に事業期間の15年が終了する予定である。PFI事業期間の終了後については、引き続き市内の中学校等への給食提供を行う学校給食センターの機能が必要であることから、本件施設を継続的に使用していく方針である。

本事業では、PFI事業期間に引き続き、民間事業者の創意工夫等を活用し財政負担の縮減を図りつつ安全安心な学校給食を提供することを目的とする。

(5) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは入札公告時に示す。

ア 事業方式

本事業は、施設の維持管理・運営を包括的に実施する長期包括委託により実施する。

イ 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和 7年 1月中旬	基本協定の締結
令和 7年 2月下旬	契約の締結
令和 8年 4月	本事業の維持管理・運営の開始
令和18年 3月	事業期間終了（維持管理・運営期間10年間）

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	…	令和 17年度
1期事業		維持管理・運営				
本事業		引継等		維持管理・運営		

※令和7年10月から令和8年3月までは1期事業者による維持管理・運営を想定

ウ 事業者の業務範囲

- (ア) 引継等業務
  - a 引継業務
  - b 配送車調達業務
  - c 各種備品の確認、調達業務
  - d 研修等業務
- (イ) 運營業務
  - a 給食提供準備業務
  - b 調理等業務
  - c 配送・回送業務
  - d 洗浄・残滓等処理業務
  - e 衛生管理業務
  - f 各種備品保守管理業務
  - g 食育支援業務
  - h 業務終了時の引継業務
- (ロ) 維持管理業務
  - a 建築物保守管理業務
  - b 建築設備保守管理業務
  - c 調理設備保守管理業務
  - d 外構等保守管理業務
  - e 清掃業務

- f 警備業務
- g 修繕業務
- h 事業終了時の引継業務

## エ 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは入札説明書等において示すこととする。

### (ア) 市が支払う委託料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者に委託料を支払う。

委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者を支払う委託料を減額又は停止することがある。

## (6) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、必要な法令、要綱、各種基準等を遵守することとする。下記に示すものは参考とする。

### ア 法令・施行令・施行規則

- ・ 学校教育法
- ・ 学校給食法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 食品衛生法
- ・ 道路交通法
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 工場立地法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法

- ・ 振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 警備業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 景観法
- ・ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・ 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
- ・ 千葉市環境基本条例
- ・ 千葉市環境保全条例
- ・ 千葉市下水道条例
- ・ 千葉市食品衛生法施行細則
- ・ その他関係法令、条例等

#### イ 要綱・各種基準等

- ・ 学校給食衛生管理基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・ 学校給食調理場における手洗いマニュアル
- ・ 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part 1・Part 2
- ・ 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル
- ・ 学校給食調理従事者研修マニュアル
- ・ 学校給食事業における安全衛生管理要綱
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書 2020 年版
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針

- 機械設備工事監理指針
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 建築保全業務共通仕様書
- 建築保全業務積算基準、同要領
- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 千葉市公共施設等緑化推進要綱
- 千葉市工場等緑化推進要綱
- 千葉市建築物の環境配慮に関する要綱
- 千葉市土壌汚染対策指導要綱
- その他の関連要綱及び各種基準等



### 第3 入札に関する条件等

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

(ア) 運営企業

(イ) 調理設備企業

(ウ) 維持管理企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業を代表企業として定めることとし、当該代表企業が入札手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

カ 構成員及び協力企業が上記(1)アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

キ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

##### (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。

※入札参加資格者名簿への登録については、随時申請を受け付けているが、申請時期により登載日が異なる。本事業に参加を希望する者は参加表明書提出期間の最終日時点で資格者名簿に登載されていること。

エ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運營業務を実施する場合、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要

件を満たしていること。

(ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了または運営した実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(イ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法第20条に定める特定給食施設）の調理業務を行った実績を有していること。

オ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

### (3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間経過しない者又は提案書提出前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

ク 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ケ 千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

コ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社(東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地)  
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 (東京都千代田区大手町 1-1-2)

(4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議を行う。

## 2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾のうえ、入札に参加すること。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 公正な入札の確保

入札にあたって、入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、市は、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された落札者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 参加資格要件のない者が行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人による入札
- ウ 提案事項を記載しない入札又は一定の数字をもって金額を表示しない入札
- エ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- オ 入札参加者の記名押印のない入札
- カ 提案書の内容が不明確なもの
- キ 入札に関し不正の行為があったもの
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

## 第4 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

### 1 事業者の募集・選定スケジュール（案）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり想定している。

日程（案）	内容
令和 6年 2月26日（月）	実施方針の公表
令和 6年 2月27日（火） ～ 3月7日（木）	実施方針に関する質問の受付
令和 6年 3月21日（木）	要求水準書（案）の公表
令和 6年 3月27日（水）	実施方針に関する質問に対する回答・公表
令和 6年 3月27日（水） ～ 4月3日（水）	現地見学（随時）
令和 6年 4月下旬	入札公告
令和 6年 5月上旬 ～ 5月下旬	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
令和 6年 6月中旬	入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答・公表
令和 6年 6月中旬 ～ 6月下旬	参加表明書の受付
令和 6年 6月下旬 ～ 7月上旬	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和 6年 7月下旬	入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答・公表
令和 6年 9月上旬	入札書及び提案書の受付
令和 6年11月上旬	提案に関するヒアリング
令和 6年11月下旬	落札者の決定及び公表
令和 7年 1月中旬	基本協定の締結
令和 7年 2月下旬	契約の締結

### 2 募集及び選定の手続き等

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等に示す。

#### (1) 実施方針に関する質問の受付

実施方針に関する質問を、次のとおり受け付ける。

##### ア 受付期間

令和 6年 2月 27日（火）9時 ～令和 6年 3月 7日（木）17時

##### イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙3に記入のうえ、E-mailに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付して提出すること。提出者は下記の電話番号に着信確認を行うこと。

提出先 千葉県教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

E-Mail [kyushoku@city.chiba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.chiba.lg.jp)

電 話 043-245-5942 (平日の午前9時から午後5時)

(2) 実施方針に関する質問への回答の公表

提出された実施方針等に関する質問への回答は、令和6年3月27日(水)までに市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ:

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/06shinminatotyoukihoukatu.html>

(3) 要求水準書(案)の公表

令和6年3月21日(木)に要求水準書(案)を市ホームページにおいて公表する。要求水準書(案)に係る質問は受け付けない。

市ホームページ:

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/06shinminatotyoukihoukatu.html>

(4) 現地見学

現地見学については以下の期間で入札参加者の希望に応じて随時行う。ただし、土曜日、日曜日、休日に行わない。なお、実施方針及び要求水準書(案)の配布は行わないので、参加者各自で用意すること。

ア 日時

令和6年3月27日(水)～4月3日(水)

イ 場所

千葉市新港学校給食センター(千葉市美浜区新港62)

ウ 申込み

現地見学希望者は、事前に市の担当者へ電話連絡を行い、見学日時を調整すること。その上で別紙4に記入のうえ、E-mailに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word形式)を添付して提出すること。なお、現地見学にあたっては1期事業者との調整も必要なため、希望者は早めに連絡して調整すること。

提出先 千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

電 話 043-245-5942 (平日の午前9時から午後5時)

E-mail [kyushoku@city.chiba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.chiba.lg.jp)

(5) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、令和6年4月下旬までに入札公告を行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

## 第5 提案に関する条件

### 1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

#### (1) 立地条件

項目	内容
住所	千葉県美浜区新港 62 敷地面積：6,635.39 m <sup>2</sup>
施設規模	最大提供食数：10,000 食／日 配送校：20 校 令和 5 年度実績：8,228 食／日程度（令和 5 年 12 月 1 日現在） 延床面積：合計 4511.84 m <sup>2</sup> （内、容積対象外床面積 21.46 m <sup>2</sup> ） 建築面積：合計 3596.0 m <sup>2</sup>
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、駐輪場、資源物置場等、除害施設等）

### 2 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

#### (1) 委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、入札公告時に示す。

#### (2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、入札公告時に示す。

#### (3) 委託料の減額等

市は、モニタリングを行い、入札説明書等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、入札公告時に示す。

## 第6 落札者の選定方法等

### 1 選定方法

入札者の募集及び落札者の選定に当たっては、公平性、透明性の確保の観点及び適正なコストで良質な公共サービスを提供できる事業者を広く募集するため、総合評価一般競争入札により行う。詳しい審査方法については入札公告時に示す。

### 2 審査の手順及び方法

#### (1) 入札参加資格審査

市は入札参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認する。

#### (2) 提案審査

入札公告時に公表する「落札者決定基準」に従って、入札価格及び提案書を総合的に審査・評価する。

#### (3) 審査項目

審査項目は「落札者決定基準」に示す。

#### (4) 審査結果

市は、落札者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に入札参加者がいない場合または落札者にふさわしいものがない場合には、落札者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。



## 第7 落札者決定後の手続

### 1 基本協定の締結

市と落札者は、落札者決定後速やかに基本協定を締結する。

### 2 S P Cの設立

- (1) 本事業を実施することとして選定された落札者は、契約締結までに本事業を実施することを目的に、基本協定に基づき、会社法に定める株式会社としてS P Cを千葉市内において設立するものとする。
- (2) 落札者の全ての構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。
- (3) 落札者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。
- (4) S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

### 3 契約の締結

落札者は、設立したS P Cをもって市と本事業に関する契約を締結する。

### 4 保険

S P Cは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、入札公告時に示す。

### 5 リスク管理方針

#### (1) 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の維持管理・運営における責任は原則としてS P Cが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスク分担

市とS P Cのリスク分担については、別紙2に示す。なお、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 第8 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

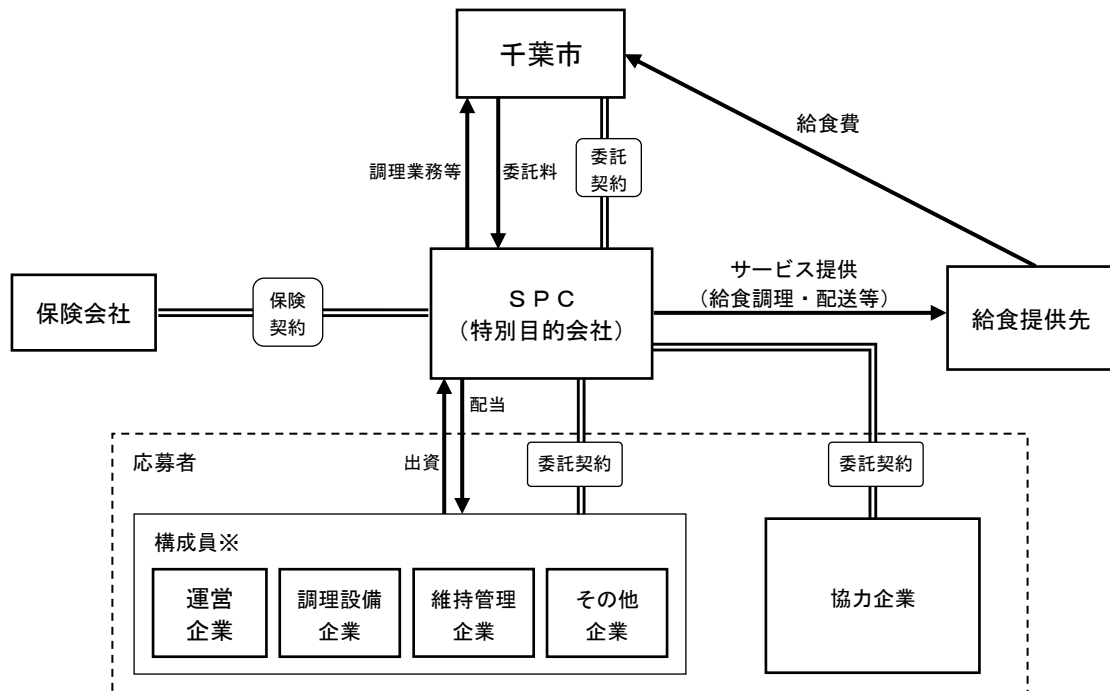
千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

電話 : 043-245-5942 / F A X : 043-245-5982

E-mail : [kyushoku@city.chiba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.chiba.lg.jp)

別紙1 事業スキーム図



※運営企業、調理設備企業及び維持管理企業が必ず構成員になることを求めるものではない。

別紙2 リスク分担表

○:主負担 △:従負担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札公告	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	入札費用	入札費用に関するもの		○
	契約	契約締結が遅延する等※1	○	○
	政策変更	市の事由による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	法制度	事業に直接関係する法令等の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の法令の新設、変更に関するもの		○
	税制度	事業に直接関係する税制度の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の税制度の新設、変更に関するもの		○
	許認可遅延	市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	
		事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		上記以外のもの	○	
	不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、遅延、中止等	○	○
	環境	維持管理・運営における有害物質の排出や漏洩等、環境保全に関するもの		○
	資金調達	資金の調達に伴う遅延	○	
	金利	運営期間中の金利変動	○	
	物価	運営期間中の物価変動（運営費に相当するもの）※2	○	△
	債務不履行	市の都合により、事業が継続されない場合	○	
		市の改善勧告に関わらず、事業者のサービスレベルの回復の見込みがない場合		○
	事業中止・延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
上記以外の事業の中止・延期・遅延			○	
性能	要求水準未達によるもの		○	
修繕	修繕費の増大	市の指示、提示条件の不備等による費用の増大	○	
		上記以外のもの		○
	工事の遅延	市の指示、提示条件の不備等による工事の遅延	○	
		上記以外のもの		○
	一般的損害	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
性能未達	要求水準書等との不適合（施工不良を含む）		○	

※1 契約が結べない、契約締結が遅延する等について、不正行為を除き市及び事業者双方に発生した費用をそれぞれ負担する。（市議会で承認されなかった場合も含む。）

※2 一定以上変動した場合は物価の変動に基づき費用を見直すことを想定する。

○:主負担 △:従負担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
維持管理・運営業務	遅延	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	什器・備品更新	市の事由による業務に関する什器・備品等の更新	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の更新		○
	施設の瑕疵	事業者の事由による施設の瑕疵		○
		上記以外の事由による施設の瑕疵	○	
	業務内容変更	市の事由による業務内容変更	○	
		上記以外の事由による業務内容変更		○
	維持管理費・運営費増大	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	施設損傷	市の事由による施設の損傷	○	
		上記以外の事由による施設の損傷		○
	性能未達	要求水準書等との不適合		○
	需要	市の事由による需要の変動	○	
		児童・生徒数の変動による需要の変動※3	○	△
		食べ残し等による残滓の変動※4	○	△
	異物混入	検収時における調達食材の異常	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
検収後の保存方法に起因する調達食材の異常（事業者が適切に食材を保管しなかったことによる異物混入等）			○	
調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常			○	
調理、配送業務における異物混入等			○	
配送後の異物混入等		○		
食中毒	検収時に起因する場合	○		
	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○		
	検収後の保存方法に起因する場合（事業者が適切に食材を保管しなかったことによる食中毒）		○	
	調理、配送等事業者の行う業務に起因する場合		○	
終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※3 児童・生徒数の変動による需要の変動については、市の責であり、一定の最低食数を市側が保証する。最低食数以上の需要の変動については事業者の責である。

※4 食べ残し等による残滓の変動（市の作成する献立による影響も含む。）については、市の責であり、一定の最低食数を市側が保証する。なお、最低食数以上の需要の変動については事業者の責である。

別紙3 実施方針に関する質問書

(別紙3)

令和 年 月 日

実施方針に関する質問書

千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業の実施方針について、次のとおり質問事項がありますので、提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	

別添のエクセルファイルにて  
ご記入いただき提出ください。

※記入  
・同じ内  
・質問が  
・行の注

	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項
例	実施方針	3	I	1	(5)	エ b	○○○	○○については△△でしょうか。
1								
2								
3								
4								
5								
6								

別紙4 現地見学への参加申込書

令和 年 月 日

現地見学への参加申込書

(宛先) 千葉市長

「千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業」に関する現地見学を希望します。

商号又は名称	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	
参加希望日時	月 日 ( )
参加者名	

※ 参加者は、1社又は1グループにつき6名までとします。

※ グループとして申込み場合は、参加者名の欄に所属する会社名も記載して下さい。